



令和8年度

鴻巣市立放課後児童クラブ入室案内



1. 趣 旨

鴻巣市立小学校に就学している児童のうち、保護者等が労働などにより昼間家庭にいないことが常態であるものの健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置します。

2. 申請受付期間

入室は毎月1日付けで行い、原則、月途中の入室はできません。令和7年度から継続で利用を希望する方も申請が必要です。

入室希望月		受付期間	受付場所・時間
4月	1次受付	令和7年10月6日(月)～10月20日(月)	受付場所 入室を希望する放課後児童クラブ (希望クラブが複数ある場合は <u>第一希望</u> のクラブ) 受付時間 別紙 放課後児童クラブ一覧の開室時間 ※原則として市役所こども応援課及び支所では受付いたしません。 ※日曜日・祝日の受付はありません。土曜日については、利用状況によって開室していないクラブもあるため、事前に各クラブへご相談ください。
	2次受付	令和7年10月21日(火)～令和7年12月12日(金) ※1次受付した方を選考した後に欠員が生じた場合のみ入室審査を行います。なお、2次受付期間後の申請については5月の入室となります。	
5月以降	随時申込	入室を希望する月の2か月前の1日～前月5日まで ※5日が土曜日・日曜日・国民の休日の場合はその前日の平日が締切となります。	

※南よつばの願い学童、田間宮学童 結、小谷学童、学童保育ふくろうの森、なのはな学童保育については、直接施設へお問い合わせください。

※不足書類がある場合は受付できません。申請前に、提出書類が揃っているか必ずご確認ください。

3. 開室日と休室日

開室日	小学校の授業のある日
	小学校の授業のない日 (土曜日、春・夏・冬休み、県民の日、小学校の振替休日、開校記念日)
休室日	日曜日、国民の休日、年末年始(12月29日～1月3日)、及び市長が特に認める日

※開室時間については放課後児童クラブ一覧をご覧ください。

※開室時間内に必ず送迎をお願いいたします。時間内に送迎が間に合わない場合はファミリーサポート等の利用をご検討ください。ファミリーサポートについては、子育て支援課にご相談ください。

4. 申請可能な就労条件

申請可能な就労条件は、1週において3日以上、1日において5時間以上労働し、勤務終了時刻が午後3時以降であること。
(5時間以上の労働には休憩時間を含みます。)

学年	勤務終了時刻と勤務日数(月曜から土曜のうち) ※勤務終了時刻は通勤時間を含む。
1年生	午後3時以降の勤務が週3日以上
2年生	午後4時以降の勤務が週3日以上、または、午後3時以降の勤務が週4日以上
3年生	午後4時以降の勤務が週4日以上
4・5・6年生	午後5時以降の勤務が週4日以上

※特別な就労形態(夜勤・シフト勤務等)の場合は、市役所こども応援課へお問い合わせください。
なお、就労条件が満たない場合は、入室の意思があり、要件を満たす予定がある場合には申請可能ですが、
求職と同じ事由での入室となります。

5. 入室事由・入室期間・申請に必要な書類

児童が入室できるのは、保護者等が次の各号のいずれかで児童の保育を必要とする場合です。
保護者等とは、父・母、及び同居・同一敷地内等に住む18歳以上65歳未満の親族等(兄弟姉妹・祖父母等)です。
※申請に必要な書類①②③は、放課後児童クラブ・市役所こども応援課・吹上支所・川里支所に置いてあります。
市ホームページからもダウンロードできます。
※証明書及び診断書は、申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたものに限りします。
※証明書類の内容に不明な点等がある場合は、市から証明書作成者へ問い合わせをする場合があります。

No.	入室事由		入室期間	申請に必要な書類
1	就労	【4. 申請可能な就労条件】を満たし、家庭内・外で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合(在宅勤務可)	最長で年度末(3/31)まで	・就労(内定)証明書[①] ※3ヶ月以内に発行されたもの
2	妊娠 出産	妊娠中であるかまたは出産後間がない場合(育児休業を理由とする入室はできません)	産前6週の かかる月の1日 ～産後8週の かかる月末まで	・申立書[②] ・出産する子の母子手帳の写し (表紙・出産予定日が記載してあるページ)
3	疾病等	疾病、負傷、または心身に障がいがある場合	最長で年度末(3/31)まで	・申立書 ・診断書、障害者手帳等の写し (病状・治療内容・期間・保育が不可能であることが分かるもの)
4	看護 介護	常時かつ長期にわたり病人や心身障がいの人を看護・介護している場合		
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合	最長で年度末(3/31)まで	・申立書 ・証明書
6	虐待 DV	児童虐待を行うおそれがある場合 家庭内暴力により保育困難であると認められた場合		
7	求職	求職活動を継続的に行っている場合 ※就職活動状況報告書を毎月月末に必ず提出してください。 ※同一の年度内に再度求職を理由とする申請はできません。	2ヶ月	・就労確約書[③]
8	就学	【4. 申請可能な就労条件】と同等の条件※で学校に在学、または職業訓練を受けている場合 ※大学、大学院、都道府県の認可を受けている専修学校・各種学校は除く	卒業・訓練 終了月の 月末まで	・申立書 ・学生証・時間割の写し
9	その他	市長が認める前各号に類する状態にある場合	最長で年度末(3/31)まで	・申立書 ・証明書

6. 申請手続

下記の申請に必要な書類中、該当するものを全てご用意のうえ、決められた受付期間内に提出してください。
不足書類がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

No.	申請に必要な書類	内容
1	放課後児童クラブ入室申請書	児童1名につき1枚提出してください。(必須)
2	放課後児童クラブ児童状況調査票	
3	保育を必要とする証明書 ※①就労証明書は原本をご提出ください。 保育施設の申請に原本を提出するなど、やむを得ず写しを提出する場合、事業所に就労内容の確認を行う場合があります。 (写しの場合、申請時に原本の提出先をお伝えください。) ※放課後児童クラブ及び市役所では写しをお取りしませんので、ご自身でご用意ください。	【5. 入室事由・入室期間・申請に必要な書類】を参照のうえ、提出してください。(必須) ※必要書類を全てご用意の上、提出してください。
4	令和7年度市区町村民税額を証明するもの(写し可) 4月から8月の利用者負担額算定資料として (例) ・課税(非課税)証明書 ※1 ・市(区町村)民税、県民税決定通知書	保護者(父・母、もしくは児童を扶養している祖父母等)が、令和7年1月1日時点鴻巣市に住民票がなかった場合、提出してください。
5	令和8年度市区町村民税額を証明するもの(写し可) 9月から3月の利用者負担額算定資料として (例) ・課税(非課税)証明書 ※1 ・市(区町村)民税、県民税決定通知書	保護者(父・母、もしくは児童を扶養している祖父母等)が、令和8年1月1日時点鴻巣市に住民票がなかった場合、提出してください。(提出期限は令和8年7月末です。)

※1 該當時点に居住していた市区町村で取得可能です。

7. 申請手続き後、入室までの流れ

入室審査	保護者等の就労状況などを審査のうえ、保育を必要とする要件の程度の高い方から放課後児童クラブの入室定員の範囲内で入室を決定します。
↓	
入室決定	入室が決定された方には、入室許可書を送付いたします。 入室できない方へは、初回のみ選考結果を通知し、毎月入室審査の上、入室が可能になり次第ご連絡させていただきます。なお、令和8年度中(令和9年3月入室分まで)の再度の申請は必要ありません。
↓	
入室説明	入室が決定された方には、放課後児童クラブごとに入室説明を行います。詳細については、入室決定時にお知らせします。

8. 利用者負担額

1) 利用者負担額は、世帯の前年度分と現年度分の市区町村民税額により決定され、切り替え時期は9月となります。

対象月	算定資料
4月～8月の利用者負担額	令和7年度市区町村民税額(前年度)
9月～3月の利用者負担額	令和8年度市区町村民税額(現年度)

- 2) 市区町村民税額は、保護者(父・母、もしくは児童を扶養している祖父母等)を合算します。
- 3) 生活保護や就学援助費受給世帯(準要保護世帯)に該当する方は、こども応援課へ申し出てください。
就学援助費受給世帯(準要保護世帯)の認定については教育委員会にお問い合わせください。
- 4) 利用者負担額は、毎月1日現在児童が在籍している場合はその月分を納めていただきます。
利用日数に関わらず、その月1か月分を納めていただくことになります。
- 5) 利用者負担額は口座振替となります。口座引落しは毎月末(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

階 層	区 分	利用者負担額(月額)
A	生活保護法による被保護世帯又は準要保護世帯	0 円
B	A 階層を除き、市町村民税所得割課税額 40,000 円未満の世帯	3,000 円
C	市町村民税所得割課税額 40,000 円以上 120,000 円未満の世帯	5,000 円
D	市町村民税所得割課税額 120,000 円以上 220,000 円未満の世帯	8,000 円
E	市町村民税所得割課税額 220,000 円以上の世帯	10,000 円

※「市民税が未申告の方」等、根拠となる税額がわからないため利用者負担額が算定できない場合は根拠となる税額がわかるまでの暫定として利用者負担額を最高額で決定します。

9. 利用者負担額以外にかかる費用

おやつ代等	各放課後児童クラブで毎月徴収します。 金額については各放課後児童クラブへお問い合わせください。
傷害保険料	入室児童は、毎年必ず傷害保険に加入します。 保険料及び補償内容については、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

10. 保護者等の届出義務（速やかに提出してください）

No.	届出内容	提出書類
1	入室決定後、入室許可を辞退したいとき	入所児童異動届(許可書に記載の期日まで) (令和8年4月入室申請を辞退する場合は令和8年3月6日(金)まで) ※辞退の届出がされない場合、在籍とみなし、月に一度も利用がない場合でも、1か月分の利用料を納めていただきます。期日までの提出が困難な場合は事前にご相談ください。
2	児童または保護者等の住所及び氏名の変更	入所児童異動届
3	保護者等の就労状況に変更があったとき	入所児童異動届、就労証明書または就労確約書
4	求職活動中の方が勤務を開始したとき	入所児童異動届、就労証明書
5	求職活動中の方	求職活動状況報告書(毎月月末まで)
6	家族構成に変更があったとき	入所児童異動届
7	退室したいとき	退室届(退室希望月の5日まで)

11. 利用するにあたってのお願い

- 1) 児童クラブの決まりごとを守るよう、ご家庭でもお子さんへお伝えください。
- 2) 児童の安全の確保の観点から、入退室にあたっては保護者等の送迎を原則としております。
- 3) 欠席の場合は、必ず児童クラブに連絡してください。
- 4) 保護者等が自宅にいる場合は、ご家庭での保育をお願いします。
- 5) 勤務が終わり次第、お子さんのお迎えに来てください。お迎えが間に合わない場合は、ファミリーサポート等の利用をご検討ください。
- 6) 習い事や塾で児童クラブから退室した場合、同日中の再登室はできません。
- 7) 児童が病気等で体の変調を訴えたり、熱があつたりする場合等は、児童クラブを休ませてください。なお、児童が登室後、同様の状態となった場合は、児童クラブから勤務先等に連絡します。早急にお迎えをお願いします。
- 8) 他の児童に怪我をさせる恐れがある行為を繰り返す場合は、退室していただくことがあります。
- 9) 利用者負担額(保育料)・傷害保険料・おやつ代の滞納がある場合は通知の上、退室していただきます。
- 10) 長期にわたってお休みをする場合、理由によっては退室していただきます。

【問い合わせ】

各放課後児童クラブまたは鴻巣市役所こども応援課放課後児童担当 TEL048-541-1321 内線(2623・2624)